

美郷町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援金事業給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ガソリン等エネルギー価格高騰の影響を受けている事業者支援を行うことにより経営への影響緩和を図るため、町内で道路運送事業等を営む事業者に対して、美郷町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路運送事業等 次に掲げるいずれかの事業をいう。

ア 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）

イ 一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）

エ 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下、「運転代行業法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。）

(2) 事業者 道路運送事業等を営む中小企業者又は個人事業主をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす町内に事業所を置く事業者とする。

(1) 申請時点において、道路運送事業等に必要な許可又は認定を全

て有し、町内で当該事業を継続していること。

- (2) 申請後においても、町内で道路運送事業等を継続する意思を有していること。
- (3) 中小企業者においては、美郷町中小企業振興条例（平成27年美郷町条例第24号）第2条第1号に規定する者であること。
- (4) 美郷町暴力団排除条例（平成24年美郷町条例第2号）第2条第1号及び第2号で定める暴力団関係者でない者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でない者
- (6) 宗教上の組織若しくは団体でない者
- (7) 町税及び使用料等の滞納がない者
（給付対象車両）

第4条 支援金の給付の対象となる車両（以下「給付対象車両」という。）は次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 道路運送事業等の用に供するもの（リース車両含む）であること。
- (2) 町内の事業所に配置され、自動車車検証が有効であるもの。
（支援金の額）

第5条 支援金の額は、給付対象者が使用する給付対象車両の台数に1万円を乗じて得た額とする。

（支援金の申請）

第6条 支援金の給付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、美郷町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援金事業給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和8年3月10日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 給付対象車両一覧（様式第2号）
- (2) 第2条第1号アからウの事業を営む者においては、当該事業に係る国土交通大臣の許可書又は更新許可書、国土交通大臣への許可申請書その他これらに準ずるものとして町長が認める書類のいずれ

かの写し

(3) 第2条第1号エの事業を営む者においては、当該事業に係る都道府県公安委員会からの認定書の写し

(4) 第2条第1号アからウの事業を営む者においては、給付対象車両全てに係る車検証の写し

(5) 第2条第1号エの事業を営む者においては、給付対象車両全てに係る車検証の写し及び給付対象車両全ての写真（当該給付対象車両に係る運転代行業法第17条第1項に規定する表示事項が写っているものに限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(給付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付の可否について決定し、美郷町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援金事業給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 支援金の給付は、1申請者につき1回限りとする。
(請求及び給付)

第8条 申請者は、前条の規定により支援金の給付決定を受けたときは、速やかに美郷町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援金事業給付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに支援金を給付する。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、事業を適正に執行するため必要があるときは、支援金を給付した事業者に対し、支援金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還等)

第10条 町長は、支援金を給付した事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金給付の決定の全部又は一部を取り消し、既に給付された支援金があるときは、その返還を命ずるものとし、返還額は別

途定めるものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により支援金の給付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の返還を命じた事業者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事由により支援金を返還することが困難と認められる事業者について、給付した支援金の返還を免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、令和8年3月31日限りで効力を失う。